

議案第 37 号	三田市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	建築基準法の一部改正に伴い、同法に基づき設置する建築審査会の委員の任期について条例で規定する必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 建築基準法第 83 条</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(家賃の決定) (条例への委任) 第 83 条 この章に規定するものを除くほか、<u>建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> </div> <p>【改正趣旨】 第 5 次地方分権一括法により義務付け・枠付けの見直し等が行われ、建築基準法で規定されている「建築審査会委員の任期」が省令の基準を参酌したうえで、条例で定めることとなったもの。</p> <p>【改正内容】 (1) 委員の任期に関する規定を創設(第 4 条) (委員の任期) 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</p> <p>(2) 第 4 条創設に伴う現行の第 4 条と第 5 条を 1 条ずつ繰下げ</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>